

事業系一般廃棄物ごみの自己搬入に係る利用規約（インターネット受付用）

<受付及び持込対象者>

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものを持ち込みできます。
- ・インターネット受付の利用は、奈良市内の事業者に限ります。市外事業者が市内で発生した廃棄物を持ち込む場合は、【ごみ電話受付専用ダイヤル（☎0742-71-9011 対応時間8:00～15:00）】に電話で申し込んでください。

<申し込みに関する注意事項>

- ・申し込みには事業所名、所在地、電話番号が必要です。いずれかを変更された場合は、【ごみインターネット受付相談窓口（☎0742-71-9202 対応時間8:00～16:00）】で修正の手続きを行なってください。
- ・申込データの適切な管理のため、持込ごみで電話申し込みを利用されたことがある方は、その際に申告された電話番号を入力してください。
- ・申し込みは、予約する日の当月分とその翌月分まで予約が可能です。
- ・申し込みは、持込予定日の前日（土日、年末年始を除く）午後3時までに行なってください。それ以降は申し込みいただけません。
- ・インターネット受付利用については、電話と合わせて年12回（年度ごとの更新）とし、月に複数回の申し込みが可能です。それ以上については【ごみ電話受付専用ダイヤル】での対応となります。
- ・1日に1回の受付となります。1回につき車両1台までの利用に限られます。
- ・予約は、持込時間を30分ごとに区切って受け付けています。申込状況により希望の日時が取れない場合があります。
- ・店舗併用住宅の場合は、住まいから出るごみ（家庭ごみ）と店舗から出るごみ（事業系ごみ）に区分してください。事業系ごみと家庭ごみを両方持ってこられる場合は、インターネットによる申し込みは利用いただけません。【ごみ電話受付専用ダイヤル】に電話で申し込んでください。
- ・予約をキャンセルされる場合、持込日の前日（土日、年末年始を除く）午後3時までに、インターネットにてキャンセル手続きを行なってください。それ以降は、【環境清美工場（☎0742-71-3000 対応時間8:30～17:00）】へ連絡してください。インターネット受付のキャンセル期限を過ぎた場合は、1回の利用扱いとなります。

<持ち込みに関する注意事項>

- ・持込場所は、環境清美工場（奈良市左京五丁目2番地）
- ・搬入日時は、月曜～金曜（祝日も可）
平日：9:00～12:00、13:00～16:30

祝日：9:00～16:30

・手数料：有料 10k g 160 円

・持ち込みは、事業者自らが行なうこととし、代理により持ち込むことはできません。

・ごみの持ち込みは、予約いただいた日時を守って搬入してください。予約時間から大幅にずれた時間に來られた場合、搬入をお断りすることがあります。その場合、改めて予約を取り直していただく必要があります。

・持込日当日、ごみの発生場所確認のために会社のパンフレットや名刺等事業所の所在地が記載された物と、重量確認のために車検証を提示してください。

・必ず透明・半透明のごみ袋を使ってください。中身の見えないダンボールや紙袋等にごみを入れての搬入はできません。

・リサイクルできるものは、再資源化をお願いします。紙くず（新聞紙や折り込みチラシ、段ボール等）及び繊維くず（衣類など）は、古紙回収業者や各資源回収業者に相談してください。

【剪定枝木等について】

・枝葉・草・木等の搬入される事業者は、「廃棄物搬入確認書」に必要事項を記入の上、次のとおり条件を付して搬入を許可するものとします。

- ① 奈良市内で発生するものに限ります。
- ② 搬入できるものは、事業活動に伴って搬出される一般廃棄物を事業者自ら搬入する場合のみです。
- ③ ごみの発生場所が同一で搬入が数日に渡る場合は、搬入日ごとに確認書を記載し提出してください。
- ④ 確認書の記載事項について記載漏れや虚偽が判明した場合は、ごみの受入れを拒否することがあります。
- ⑤ 搬入車両は2トン車以内とします。（パッカー車での搬入、ダンプトラックによるダンプアップ不可）
- ⑥ 剪定枝は太さ5cm、長さ30cm以内に切って搬入してください。

「受付及び持込対象者」、「申し込み・持ち込みに関する注意事項」を遵守いただけない場合には、環境清美工場へのごみの持込をお断りします。

奈良市環境清美工場へ搬入できるごみ

種類	品目
燃やせるごみ	①再生できない紙くず（汚れた紙、紙コップなど紙製品、レシート） ②木くず（割りばしなどの木製品、太さ5cm長さ30cm以内に切られた剪定枝） ③繊維くず（やぶれた服、古布など） ④生ごみ（食品の食べ残し、調理残さ、売れ残り）

燃やせないごみ	木製家具など ※ただし、リース事業者から排出される木製家具や器具等、木製パレット、建築業からの木くずは、産業廃棄物のため除く。
---------	--